

盛岡広域振興局長告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成24年1月24日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200360	株式会社うちむら家具	ウェルランドうちむら	紫波郡矢巾町大字広宮沢 第10地割501番地22	平成24年3月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200360	株式会社うちむら家具	ウェルランドうちむら	紫波郡矢巾町大字広宮沢 第10地割501番地22	平成24年3月31日